

告 示

宇治市告示第43号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712	ケアプランセンターレイズ宇治	株式会社イゼン	令和7年4月1日	居宅介護支援
01669	京都府宇治市宇治戸ノ内39番地の6			

（揭示済）

宇治市告示第44号

令和7年度一般廃棄物処理実施計画について

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年宇治市条例第10号）第10条第1項の規定により、令和7年度の宇治

市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

1 一般廃棄物の処理状況

種		類	量	
ごみ	家庭系ごみ	可 燃 ご み	23,154	t／年
		不 燃 ご み	6,651	t／年
	小 計		29,805	t／年
	事業系ごみ	可 燃 ご み	9,741	t／年
		不 燃 ご み	98	t／年
	小 計		9,839	t／年
	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,833	t／年
		その他資源ごみ	6,077	t／年
	小 計		10,910	t／年
計		50,554	t／年	
し	し 尿		3,234	kl／年
	浄 化 槽 汚 泥		9,270	kl／年
尿 計		12,504	kl／年	

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種 類 区 分		収集運搬	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営・委託)許可業者排出者	城南衛生管理組合	焼却	城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ (スプレー缶を含む。)	宇治市(直営・委託)許可業者排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者排出者	城南衛生管理組合	焼却	大阪湾フェニックス	埋立
	不燃ごみ	許可業者排出者	城南衛生管理組合	破碎・焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立
	缶 類	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合 社会福祉施設	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化

資源 ごみ	容器 包装 廃棄物	びん類	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
		紙パック	宇治市(拠点回収)	社会福祉施設	保管	指定法人 民間業者	資源化
		ペットボトル	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	選別・保管	民間業者	資源化
		プラスチック製 容器包装	宇治市(直営)	城南衛生管理組合	選別・保管	指定法人 民間業者	資源化
		段ボール	宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市	保管	民間業者	資源化
	民間業者			選別・保管			
	その他資源ごみ	古 紙 (古布類を含む。)	宇治市(直営・委託) 自治会等	宇治市	保管	民間業者	資源化
				民間業者	選別・保管		
		廃乾電池	宇治市(直営・委託)	城南衛生管理組合	保管	民間業者	資源化
		魚アラ	指定業者	京都市魚アラ中継施設	資源化(魚粉、魚油)	京都市魚アラ中継施設委託業者	売却
		せん 剪定枝	宇治市(直営) 排出者	城南衛生管理組合	資源化(チップ化物)	民間業者 市民	引渡し・配布
		廃家電製品	宇治市(直営)	宇治市	保管	再資源化施設	資源化
				家電製品協会指定引取場所			
		廃パソコン	宇治市(直営)	城南衛生管理組合 再資源化施設	選別・保管	再資源化施設	資源化
		廃食油	宇治市(委託) 協力団体等			民間業者	資源化
		ペットボトル キャップ	宇治市(直営)	城南衛生管理組合	選別・保管	再資源化施設	資源化
		蛍光管	宇治市(直営)	城南衛生管理組合	選別・保管	再資源化施設	資源化
		小型家電	宇治市(直営)	宇治市	選別・保管	再資源化施設	資源化
				民間業者	破碎・選別・保管		
使用済インク カートリッジ		宇治市(直営)	宇治市	選別・保管	民間業者	資源化	
食品循環資源	許可業者	民間業者	資源化	民間業者	売却・配布		

(2) し 尿

種 類	区 分	収 集 運 搬	中 間 処 理		最 終 処 分	
		処理主体	処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し 尿		城南衛生管理組合 (委託)	城南衛生管理組合	八幡市公共 下水道排水	洛南浄化センター	凝集剤併用型 循環式硝化脱 窒法＋急速ろ 過、標準活性 汚泥法、凝集 剤併用型ステッ プ流入式多段 硝化脱窒法＋ 急速ろ過
浄化槽 汚 泥		許可業者		焼却	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	埋立

3 一般廃棄物の処理実施計画

(1) ごみ処理実施計画

(ア) 収集運搬計画

種 類		項 目	処理主体	収 集 区 域 の 範 囲	収集回数	収 集 の 方 法
家 庭 系 ご み	可 燃 ご み		宇 治 市 (直営・委託)	市 内 全 域	週 2 回	ステーション方式
			許可業者	市 内 全 域	随 時	戸 別 収 集
			排 出 者	市 内 全 域	随 時	自 己 搬 入
	不 燃 ご み (スプレー缶 を含む。)		宇 治 市 (委託)	市内全域(下記を除く。)	週 1 回	ステーション方式
			宇 治 市 (直営)	市内一部山間地域	週 1 回	ステーション方式
				市 内 全 域	随 時	戸 別 収 集
			許可業者	市 内 全 域	随 時	戸 別 収 集
			排 出 者	市 内 全 域	随 時	自 己 搬 入

事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者	市内全域	随時	戸別収集
		排出者	市内全域	随時	自己搬入
	不燃ごみ	許可業者	市内全域	随時	戸別収集
		排出者	市内全域	随時	自己搬入

※ 資源ごみは、（イ）に記載

※ 宇治市ふれあい収集（ごみ収集福祉サービス）は、別に定める。

（イ）ごみの排出抑制・再資源化計画
排出抑制の方法

項目 種類		処理主体	排出抑制の方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営・委託) 許可業者 排出者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 古紙回収事業の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 廃食油回収支援事業の推進 5 生ごみの水切り啓発 6 指定ごみ袋制の導入
	不燃ごみ	宇治市(直営・委託) 許可業者 排出者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表などで分別・減量の啓発 2 容器包装廃棄物回収の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 指定ごみ袋制の導入
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者 排出者	1 広報等で分別・減量の啓発 2 減量、再資源化等の促進要請 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 透明袋導入による分別・減量の促進
	不燃ごみ	許可業者 排出者	5 収集車の展開検査による適正分別・収集の促進

再資源化の方法及び収集量

項目 種類		収集区域 の範囲	収集回数	方法	収集量	搬入先
容器包装 廃棄物	缶類	市内全域	2回/月	容器包装リサイクル法に基づ く分別収集	338 t/年	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	びん類	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づ く分別収集	1,036 t/年	城南衛生管理組合
	紙パック	市内全域（拠点）	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置 し回収を行う（61か所）	15 t/年	社会福祉施設
	ペットボトル	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づ く分別収集	577 t/年	城南衛生管理組合
	プラスチック製 容器包装	市内全域	1回/週	容器包装リサイクル法に基づ く分別収集	1,682 t/年	城南衛生管理組合
	段ボール	市内全域	おおむね1～2回/月	町内会による集団回収 町内会等未組織の場合は分別収 集	1,185 t/年	古紙再生業者
小 計					4,833 t/年	
そ の 他	古紙類 (古布類を含 む。)	市内全域	おおむね1～2回/月	町内会による集団回収 町内会等未組織の場合は分別収 集	5,148 t/年	古紙再生業者
		市内全域（拠点）	随 時	市内公共施設等に古布類の回 収箱を設置して回収を行う（5 か所）		リユース業者
	生ごみ			既存の生ごみ堆肥化容器等に よる	34 t/年	自 家 処 理
	廃乾電池	市内全域	2回/週	可燃ごみ収集時に分別収集	43 t/年	城南衛生管理組合
	魚アラ	市内全域	随 時	各業者等が京都市魚アラ中継 施設に搬入	305 t/年	京都市魚アラ中継施設
	剪定枝	市内全域	随 時	各業者等が城南衛生管理組合 に持ち込む	228 t/年	城南衛生管理組合
	廃家電製品	市内全域	随 時	不法投棄されたものを市が回 収して家電製品協会指定引取 場所へ持ち込む	2 t/年	指定引取場所
		市内全域	1回/週	各家庭から市に収集依頼され たものを家電製品協会指定引 取場所へ持ち込む	11 t/年	指定引取場所

資源 ご み	廃パソコン	市内全域	随 時	不法投棄されたもの等を市が回収して城南衛生管理組合又は再資源化施設へ持ち込む	0 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設
	廃食油	市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	10,697 t/年	再資源化施設
		当該地域	おおむね1～2回／月	市に登録した市民の団体等が廃食油を自主的活動で回収し、業者が集積所で回収	26,801 t/年	再資源化施設
	ペットボトルキャップ	市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	2 t/年	城南衛生管理組合
	蛍光管	市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	2 t/年	城南衛生管理組合
	小型家電	市内全域（拠点）	2回／週	小型家電リサイクル法に基づく分別収集で、市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	16 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設
	使用済インクカートリッジ	市内全域（拠点）	1回／週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う（13か所）	1 t/年	再資源化施設
	食品循環資源	市内全域	随 時	許可業者が食品リサイクル施設に搬入	285 t/年	再資源化施設
小 計（廃食油を除く。）					6,077 t/年	
合 計（廃食油を除く。）					10,910 t/年	

（ウ） ごみ処理フロー
家庭系

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	破 砕			
可燃ごみ	宇治市 （直営・委託） 排出者	23,154t/年	城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山				
不燃ごみ	宇治市 （直営・委託） 排出者	6,651t/年 （スプレー缶 16t/年を含む。）	城南衛生管理組合 破砕 6,431t/年 直接埋立（→公社） 0t/年 城南衛生管理組合 埋立（三郷山） 33t/年 ＊ 土砂等 （一財）宇治廃棄物処理公社 187t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 （スプレー缶16t/年含） 排出者（自己搬入） 630t/年	宇治市委託業者 5,801t/年 630t/年	可燃物 3,911t/年 アルミ選別残渣 828t/年 不燃物 650t/年 不純物 0t/年 プラスチック 227t/年 鉄 347t/年 アルミ 27t/年 処理困難物 13t/年 （計 6,003t/年）	埋立処分 1,705t/年 焼却処理 3,911t/年 （計 6,003t/年）

中 間 処 理				最 終 処 分		
焼 却				埋 立 処 分		売却処分等
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	宇治市 23,154t/年	2,537 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 2,537t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 3,911t/年	471 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 471t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合・排出者 0t/年（アスベスト等を含む）	
				（一財）宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託（→一部三郷山） 1,705t/年 宇 治 市 委 託 187t/年	

事業系

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	破 砕			
可燃ごみ	許可業者 排出者	9,741t/年	城南衛生管理組合 クリーン21長谷山 9,741t/年				

不燃ごみ	許可業者 排出者	98t/年	(一財)宇治廃棄物処理公社 83 t/年 城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 15t/年 グリーンヒル三郷山 0t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	許可業者 排出者 15t/年	可燃物 9t/年 不燃物 2t/年 アルミ選別残渣 2t/年 プラスチック 1t/年 鉄 1t/年 アルミ 0t/年 処理困難物 0t/年 (計 15t/年)	埋立処分 5t/年 焼却処理 9t/年 売却 1t/年 (計 15t/年)
------	-------------	-------	---	--------------------------	----------------------	--	--

中 間 処 理				最 終 処 分		
焼 却				埋 立 処 分		売却処分等
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	
城南衛生管理組合 クリーン21長谷山	許可業者 排出者 9,741 t/年	1,182 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1,181t/年	業者等 1t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 9 t/年	1 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 1t/年	業者等 0t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	宇治市 83t/年	

容器包装廃棄物

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理 等				最終処分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	分別基準適合物量	処理主体及び施設	分別基準適合物量	売却処分 その他
缶 類	宇治市 (直営・委託)	338 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 232t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 232t/年	スチール 94 t/年 アルミ 121 t/年 (計 215 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	スチール 94 t/年 アルミ 121 t/年 (計 215 t/年)	業 者 215 t/年
			社会福祉施設 106t/年	社会福祉施設	宇治市 106t/年	スチール 46 t/年 アルミ 60 t/年 (計 106 t/年)	社会福祉施設	スチール 46 t/年 アルミ 60 t/年 (計 106 t/年)	業 者 106 t/年
びん類	宇治市 (直営・委託)	1,036 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 1,036t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 1,036t/年	無色 254 t/年 茶色 217 t/年 その他 116 t/年 (計 587 t/年)	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	無色 254 t/年 茶色 217 t/年 その他 116 t/年 (計 587 t/年)	業 者 471 t/年 指定法人 116 t/年
紙バック	宇治市 (直営)	15 t/年	社会福祉施設 15t/年				社会福祉施設	紙バック 15 t/年	業 者 15 t/年
ペットボトル	宇治市 (直営・委託)	577 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 577t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 577t/年	ペットボトル 505 t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (ストックヤード)	ペットボトル 505 t/年	業 者 505 t/年
プラスチック製 容器包装	宇治市 (直営)	1,682 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷 山 1,682t/年	城南衛生管理組合 エコ・ポート長谷山 (選別)	宇治市 1,682t/年	プラスチック製容器包装 1,234 t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷 山 (ストックヤード)	プラスチック製容器包装 1,234 t/年	指定法人 1,234 t/年
段ボール	宇治市 (直営・委託) ・自治会等 (集団回収)	1,185 t/年	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,185t/年	古紙再生業者	宇治市(保管のみ) 古紙回収業者 1,185t/年	段ボール製容器包装 1,185 t/年	宇治市(ストックヤード) 再資源化施設	段ボール製容器包装 1,185 t/年	業 者 1,185 t/年

* 分別基準適合物量：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量も含む。
* 中間処理の選別後、発生した残さについては破砕処理又は埋立処分を行う。

その他の主な資源ごみ

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理 等				最 終 処 分	
	処理主体	量	搬入先の内訳量	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量
廃家電製品 (不法投棄)	宇治市 (直営)	2 t/年	家電製品協会 指定引取場所 2t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 2t/年		再利用	再資源化施設	
廃家電製品	宇治市 (直営)	11 t/年	家電製品協会 指定引取場所 11t/年	家電製品協会 指定引取場所	宇治市 11t/年		再利用	再資源化施設	
廃パソコン (不法投棄等)	宇治市 (直営)	0 t/年	城南衛生管理組合 再資源化施設 0t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 宇治市 0t/年		再利用	再資源化施設	
廃食油	宇治市(委託) 協力団体等	37,498 ℓ/年	再資源化施設 37,498ℓ/年	再資源化施設	業者 37,498ℓ/年		再利用	再資源化施設	

ペットボトル キャップ	宇治市 （直営）	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年		再利用	再資源化施設	
蛍光管	宇治市 （直営）	2 t/年	城南衛生管理組合 2t/年	再資源化施設	城南衛生管理組合 2t/年		再利用	再資源化施設	
小型家電	宇治市 （直営）	16 t/年	再資源化施設 16t/年	再資源化施設	宇治市 業者 16t/年		再利用	再資源化施設	
使用済インク カートリッジ	宇治市 （直営）	1 t/年	再資源化施設 1t/年	再資源化施設	宇治市 業者 1t/年		再利用	再資源化施設	
食品循環資源	許可業者	285 t/年	再資源化施設 285t/年	再資源化施設	許可業者 285t/年		再利用	再資源化施設	

（エ）住民に対する広報・啓発活動

広報（発行頻度、内容等）

10回程度/年、分別排出方法、減量、リサイクル等

啓発活動

チラシの作成・配布

生徒・児童・幼児教育（収集車両、紙芝居等を利用）

看板設置

マスメディア（FMうじ等）による広報

宇治市ホームページによる広報

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る

分別排出等の啓発活動

出前講座

（オ） 中間処理施設の概要

・焼却施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	クリーン21長谷山	クリーンパーク折居
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	宇治市宇治折居18
処 理 方 式	全連続燃焼式	全連続燃焼式
公 称 能 力	120 t / 日 × 2 基	57.5 t / 日 × 2 基

・破砕施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
施 設 名 称	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270
処 理 方 式	二軸低速回転式 ＋ 堅型高速回転式
公 称 能 力	60t/日

・再資源化施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合	
施 設 名 称	エコ・ポート長谷山	リサイクルセンター長谷山
所 在 地	城陽市富野長谷山1-270	城陽市富野長谷山1-270
公 称 能 力	46 t / 日 （缶、びん、ペットボトル）	17t/日 （プラスチック製容器包装）

（カ） 最終処分施設の概要

処 理 主 体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター （大阪湾フェニックス）
施 設 名 称	グリーンヒル三郷山	大阪沖埋立処分場
所 在 地	久御山町佐古梶石1-3	大阪港（大阪市此花区北港直地地先）
埋 立 方 式	サンドイッチ方式	—
埋 立 面 積	17,000㎡	950,000㎡
埋 立 容 積	200,000㎡	14,000,000㎡
残 余 量	100,784㎡	—

処 理 主 体	（一財）宇治廃棄物処理公社
施 設 名 称	（一財）宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所 在 地	宇治市池尾仙郷山6-2
埋 立 方 式	サンドイッチ方式
埋 立 面 積	78,479㎡
埋 立 容 積	972,571㎡
残 余 量	—

(2) 生活排水処理実施計画

(ア) 生活排水処理計画

区 分	処 理 主 体	区 域	人 口
1 計画処理区域内人口		市内全域	181,381
2 水洗化・生活排水処理人口			170,921
(1) 合併処理浄化槽	個 人 等		8,443
(2) 下水道	宇 治 市 (公 共)	宇治川東岸－菟道等	61,080
	京 都 府 (流 域)	宇治川西岸－横島町・小倉町・広野町等	101,398
3 水洗化・単独処理浄化槽 (生活排水未処理人口)	個 人 等		8,340
4 非水洗化人口	し尿収集	城南衛生管理組合	2,118
	自家処理	個 人 等	2
5 計画処理区域外人口			

(イ) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

項 目 種 類	処 理 主 体	収集区域の範囲	収 集 回 数	備 考
し 尿	城南衛生管理組合 (委託)	市 内 全 域	おおむね20日毎収集	定期収集
			随 時	臨時収集
浄 化 槽 汚 泥	許可業者	市 内 全 域	年1～2回	

(ウ) し尿・浄化槽汚泥処理フロー

区 分 種 類	収 集 運 搬			中 間 処 理			
				し 尿 処 理			
	処理主体	量	搬 入 先	処理主体及び施設	搬入者及び量	処理量	処分方法
						3,234 kl/年	公共下水道 排出
し 尿	城南衛生管理組合 (委託)	3,234 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 (委託) 3,234kl/年	7 t/年	焼却処分 (し渣等)
浄 化 槽 汚 泥	許可業者	9,270 kl/年	城南衛生管理組合 クリーンピア沢	城南衛生管理組合 クリーンピア沢 クリーン21長谷山	許可業者 9,270kl/年	9,270 kl/年	公共下水道 排出
						21 t/年	焼却処分 (し渣等)

最 終 処 分		
し 尿 処 分		
処理主体及び施設	量	処分方法
京都府洛南浄化センター	3,234 kl/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	7 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)
京都府洛南浄化センター	9,270 kl/年	浄化処理後、放流
城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山 大阪湾フェニックス	21 t/年	埋立 (クリーンピア沢槽清掃時の土砂、沈砂等)

(エ) 処理施設の概要

・し尿処理施設

処 理 主 体	城南衛生管理組合
---------	----------

施設名称	クリーンピア沢
所在地	八幡市八幡沢1
処理方式	前処理＋希釈＋公共下水道排水

・焼却施設

処理主体	城南衛生管理組合
施設名称	クリーン21長谷山
所在地	城陽市富野長谷山1-270
処理方式	焼却処理

・最終処分場
(埋立)

処理主体	城南衛生管理組合	大阪湾広域臨海環境整備センター (大阪湾フェニックス)
施設名称	グリーンヒル三郷山	大阪沖埋立処分場
所在地	久御山町佐古梶石1-3	大阪港（大阪市此花区北港直地地先）
埋立方式	サンドイッチ方式	—
埋立面積	17,000㎡	950,000㎡
埋立容積	200,000㎡	14,000,000㎡
残余量	100,784㎡	—

(放流)

処理主体	京都府
施設名称	洛南浄化センター
所在地	八幡市八幡焼木他
処理方法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過 凝集剤併用型 ^{ステップ} 流入式多段硝化脱窒法＋急速ろ過
面積	203,000㎡
処理能力水量	210,300㎡/日
放流先	宇治川

(揭示済)

宇治市告示第45号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年3月31日から14日間
令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宇治白川線	宇治下居46番地の1 折居台二丁目1番地の166	令和7年3月31日

(揭示済)

宇治市告示第46号

令和7年度固定資産の価格等の登録について

固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の令和7年度の価格等の全てを登録したので、地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

宇治市長 松村 淳子
(揭示済)

宇治市告示第49号

指定居宅介護支援事業所の指定について
介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示します。
令和7年4月11日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26712	ケアプランこむぎ	合同会社 こむぎケ	令和7年5	居宅介護
01677	京都府宇治市明星町2丁目6番地の141	ア	月1日	支援

宇治市告示第50号

指定地域密着型サービス事業者の廃止について
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示します。
令和7年4月11日

宇治市長 松村 淳子

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26709	デイサービスみらい	株式会社 K	令和7年4	地域密着型通所介護
16739	京都市伏見区醍醐落保町1番地の1	OHRIN	月30日	

宇治市告示第51号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部改正について
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示の一部について、次のように改正します。
令和7年4月11日

宇治市長 松村 淳子

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（平成27年宇治市告示第8号）の告示の表中

「		を
大久保保育所	大久保町旦棕25	
城南勤労者福祉会館	伊勢田町新中ノ荒21-8	
」		
「		に改めます
大久保保育所	大久保町旦棕25	
」		
。		

公 告

宇治市公告第12号

地域農業経営基盤強化促進計画について
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めましたので、同条第8項の規定により公告します。
なお、当該計画は宇治市産業観光部農林茶業課に据え置いて縦覧に供します。
令和7年3月31日

宇治市長 松村 淳子

- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地域
- (1) 巨棕池地域
- (2) 槇島既成田地域

- (3) 宇治川右岸地域
- (4) 白川地域
- (5) 東笠取地域

2 縦覧期間

令和7年3月31日以後常時

(揭示済)

宇治市公告第18号

道路の位置の指定変更について
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定変更を次のとおり行いました。
令和7年4月11日

宇治市長 松村 淳子

変更指定番号	変更指定年月日	変更した道路の位置	変更した道路の延長及び幅員
宇市第180-1号	令和7年3月19日	宇治市菟道西中18-4、18-9	延長：30.71m 幅員：6.00～9.07m

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。
令和7年3月31日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

危機管理室及び産業観光部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 使用料収入状況（産業振興課、観光振興課）
- 企業立地促進条例の操業支援助成金返還金収入状況（産業振興課）
- 委託料支出状況（危機管理室、産業振興課、観光振興課）
- 工事請負費支出状況（産業振興課、観光振興課）
- 補助金支出状況（危機管理室、産業振興課、観光振興課）
- 備品管理状況（危機管理室、観光振興課）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、危機管理室、産業観光部産業振興課、観光振興課における事務事業のうち、主として令和6年4月1日から令和6年11月30日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年1月6日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年2月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

1 危機管理室

- (1) 委託料支出について
適正に処理されていた。
- (2) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。
- (3) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

2 産業振興課

- (1) 使用料収入状況について
適正に処理されていた。
- (2) 企業立地促進条例の操業支援助成金の返還金収入状況について
適正に処理されていた。
- (3) 委託料支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (5) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。

3 観光振興課

- (1) 使用料収入状況について
観光センター使用料について、入金が遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努めるとともに、宇治市観光協会への指導・監督を徹底されたい。
- (2) 委託料支出状況について
おおむね適正に処理されていた。
- (3) 工事請負費支出状況について
適正に処理されていた。
- (4) 補助金支出状況について
適正に処理されていた。
- (5) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月31日

宇治市監査委員

池上 哲朗
松岡 ゆかり
堀 明人

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

宇治商工会議所が指定管理者を務める宇治市産業会館の管理運営状況について、監査を実施した。

第3 監査の着眼点

指定管理者による指定管理業務が基本協定等に基づき適正に執行されているかどうかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、産業観光部産業振興課・宇治商工会議所における宇治市産業会館の管理運営に係る事務事業のうち、主として令和5年度の事務を対象とし、提出されたそれぞれの監査資料、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年1月6日から31日までに、監査対象施設等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年2月21日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査対象施設の概要

1 施設の概要

- ア 所在地 宇治市宇治琵琶45番地の13
- イ 竣 工 昭和62年3月
- ウ 延床面積 2,712.35㎡
内訳 宇治市産業会館 959.74㎡
宇治商工会議所 1,285.14㎡
共有施設面積 467.47㎡
- エ 構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
- オ 主な施設内容 1階 産業情報コーナー、多目的ホール
3階 第一研修室、第二研修室、茶室、産業振興課事務室

2 業務

- (1) 宇治市産業会館条例第3条に規定する事業の実施に関すること
・産業に関する講演会、研修会、各種会議、展示会、催物等に関すること
・産業製品の展示、紹介、情報提供に関すること
・設置の目的を達成するため、市長が必要と認める事業
 - (2) 会館の建物、附属施設等の維持管理に関すること
 - (3) 会館の使用許可に関すること
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定管理者選定方法 非公募
- 5 利用料金制度 導入なし
- 6 利用実績（令和5年度）

	件数（件）	人数（人）
産業情報コーナー	41	627
多目的ホール	119	5,767
第一研修室	229	5,272
第二研修室	190	2,983
茶室	64	763
合 計	643	15,412

第7 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、産業振興課の指導のもと改善されたい。産業振興課は、所管課として、今後においても、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、指導監督に努められたい。

記

1 産業振興課、宇治商工会議所

- (1) 指定の手続について
適正に処理されていた。
- (2) 施設の使用許可について
適正に処理されていた。
- (3) 施設設備等の維持管理について
適正に管理されていた。
- (4) 出納事務及び契約事務について

委託料の支払について、業務完了前の支払が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

- (5) 備品管理状況について
適正に管理されていた。

(揭示済)